

令和5年度

人事委員会年報

(業務白書)

岐阜県人事委員会事務局

目 次

第1 組織及び運営

1 人事委員会 -----	1
(1) 委員 -----	1
(2) 人事委員会の開催状況 -----	1
2 年間事業等の概要 -----	6
3 諸会議等の開催状況 -----	9
(1) 全国人事委員会連合会関係 -----	9
(2) 東海・北陸人事委員会協議会関係 -----	9
(3) その他 -----	11
4 事務局 -----	12
(1) 組織 -----	12
(2) 分掌事務 -----	12
(3) 事務局の職員 -----	12
(4) 予算及び決算 -----	13

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出 -----	14
2 人事行政に関する統計報告の作成 -----	16

第3 任用

1 採用試験 -----	17
(1) 試験実施計画 -----	17
(2) 募集活動 -----	17
(3) 試験の実施状況 -----	18
(4) 試験種目 -----	18
(5) 名簿からの選択 -----	24
2 昇任試験 -----	25
3 選考による採用 -----	26
4 選考による昇任 -----	27
5 臨時的任用 -----	28
6 職員の派遣 -----	29
(1) 外国の地方公共団体の機関等への派遣 -----	29
(2) 公益的法人等への派遣 -----	29
(3) 留学費用償還制度 -----	29

第4 給与

1 職員給与の実態 -----	30
2 民間給与の実態 -----	32
(1) 民間給与の調査 -----	32
3 職員の給与に関する勧告 -----	34
(1) 給与勧告の骨子 -----	34
(2) 公民較差 -----	34
(3) 改定等の内容 -----	35
(4) 改定の実施時期等 -----	35
(5) 公務運営の改善等についての報告事項 -----	35

4	給与条例の実施	36
(1)	給与条例の改正	36
(2)	給与に関する人事委員会規則の改正	36
(3)	給与に関する通達等の改正等	41
(4)	給与の運用承認	41
5	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施	43
(1)	会計年度任用職員の報酬条例の改正	43
(2)	会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正	43
(3)	会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正	43
(4)	会計年度任用職員の報酬等の運用承認	44
6	退職手当条例の実施	44
(1)	退職手当条例の改正	44
(2)	退職手当規則の改正	44
7	旅費条例の実施	44
(1)	旅費条例の改正	44
(2)	旅費規則の改正	44
(3)	旅費支給の特例承認	44
第5 服務及び勤務条件		
1	職務専念義務の免除	45
2	営利企業等の従事制限	45
3	勤務時間、休暇及び休業	45
第6 公平審査及び苦情処理		
1	不利益処分に関する不服申立て、審査請求	46
2	勤務条件に関する措置要求	46
3	公務災害補償の審査	46
4	苦情処理	47
第7 職員団体		
1	管理職員等の範囲	48
2	職員団体の登録等	48
(1)	登録の処理	48
(2)	法人格の取得等	48
第8 受託公平委員会事務		
1	公平委員会事務の受託	49
2	公平審査	49
第9 労働基準監督		
1	労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定	50
2	労働基準法に基づく職権行使	50
3	労働安全衛生法に基づく職権行使	50
(1)	安全衛生管理者等を選任（設置）すべき事業所数	50
(2)	特定機械等の設置状況	51
(3)	特定機械等の性能検査の実施状況	51
(4)	検査結果（性能検査）	51
第10 人事委員会規則の制定・改廃状況		
		54

凡 例

地 公 法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）
教 特 法	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
劳 基 法	労働基準法（昭和22年法律第49号）
安 衛 法	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
公益的法人等派遣法	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 （平成12年法律第50号）
法 人 格 付 与 法	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 （昭和53年6月21日法律第80号）
給 与 条 例	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 （昭和32年条例第29号）
退 職 手 当 条 例	岐阜県職員退職手当条例（昭和28年条例第41号）
旅 費 条 例	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）
外国等派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 （昭和63年条例第5号）
公益的法人等派遣条例	岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 （平成13年条例第42号）
留学費用償還条例	岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例（平成19年条例第44号）
任 用 規 則	職員の任用に関する規則（昭和31年人事委員会規則第5号）
給 与 規 則	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 （昭和32年人事委員会規則第6号）
初 任 給 規 則	岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則 （昭和45年人事委員会規則第3号）
退 職 手 当 規 則	岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和38年人事委員会規則第1号）
旅 費 規 則	岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和33年人事委員会規則第30号）
公益的法人等派遣規則	岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則 （平成14年人事委員会規則第1号）
留学費用償還規則	岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則 （平成19年人事委員会規則第18号）

第 1 組織及び運営

第 1 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 委員

委員は、次表のとおりである。

表 1-1 委員名簿

職名	氏名	任期	備考
委員長	栗山 知	R 4.11. 5 ~ R 8.11. 4	1期 弁護士
委員	岡本 知彦	H24. 7. 5 ~ R 9.10.12	4期 会社役員
委員	伊在井 みどり	H29.12.21 ~ R 7.12.20	2期 医師

(2) 人事委員会の開催状況

委員会の開催状況は、次表のとおりである。

表 1-2 会議の開催日別議案等

回数	開催日	議 題 等
第 4 回	R 5. 4. 7	議第49号 令和 5 年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、資格免許職試験（薬剤師・管理栄養士・保健師・臨床検査技師 A・精神保健福祉士）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施について
		議第50号 令和 5 年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験（事務（社会人枠））の実施について
		議第51号 職員の昇任選考について
		報第 1 号 職員の長時間労働の是正及び長時間労働を行った職員に対する健康確保措置について
第 5 回	R 5. 5. 23	議第52号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		報第 2 号 令和 4 年度の苦情相談の概要について
第 6 回	R 5. 6. 1	議第53号 令和 5 年度岐阜県警察官採用試験の実施について
		議第54号 令和 5 年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政Ⅱ・技術Ⅱ）の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第55号 職員の採用選考について
		報第 3 号 時間外勤務の状況について（令和 4 年度）
第 7 回	R 5. 7. 4	議第56号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第57号 令和 5 年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の実施について
		議第58号 令和 5 年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施について

回数	開催日	議 題 等
		議第59号 令和5年度岐阜県警察官採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第60号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第61号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による特定任期付職員の採用の承認について
		議第62号 不利益処分についての審査請求の受理等について
		議第63号 職員の採用選考について
		報第4号 職員に関する条例に対する意見について
第8回	R 5. 8. 10	議第64号 令和5年度岐阜県職員採用大学卒程度試験、資格免許職試験（薬剤師・保健師・管理栄養士・臨床検査技師A・精神保健福祉士）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第65号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による特定任期付職員の採用の承認について
		議第66号 勤務条件に関する措置要求の受理等について
		報第5号 代理人選任届の提出等について
		報第6号 答弁書等の提出等について
第9回	R 5. 8. 25	報第7号 時間外勤務の状況について（令和5年度第1四半期）
第10回	R 5. 9. 8	議第67号 令和5年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験（事務（社会人枠））の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
第11回	R 5. 9. 19	議第68号 令和5年度岐阜県職員採用大学卒程度試験及び資格免許職試験（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）の実施について
		議第69号 職員に関する条例に対する意見について
		議第70号 準備手続の委任について（令和5年（審）第1号事案）
		報第8号 反論書等の提出等について（令和5年（審）第1号事案）
		議第9号 意見書等の提出等について（令和5年（措）第1号事案）
第12回	R 5. 10. 2	議第71号 令和5年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
第13回	R 5. 10. 31	議第72号 令和5年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第73号 岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則について
		報第74号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第75号 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第76号 採用試験実施基準の一部改正について

回数	開催日	議 題 等
第14回	R 5.11.25	議第77号 令和5年度岐阜県警察官採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第78号 令和5年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
第15回	R 5.12.12	議第79号 職員に関する条例に対する意見について
		報第10号 特例時間外勤務状況報告（令和4年度）について
		報第11号 時間外勤務の状況（令和5年度第2四半期）について
第16回	R 5.12.21	議第80号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第81号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について
		議第82号 令和5年度岐阜県職員採用大学卒程度試験及び資格免許職試験（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第83号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第84号 令和6年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職Ⅱ）の実施について
		報第12号 意見書の提出等について（令和5年（措）第1号事案）
第1回	R 6. 1.16	報第1号 準備書面の提出等について
第2回	R 6. 2.20	議第1号 令和6年度岐阜県警察官採用試験の実施について
		議第2号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第3号 勤務条件に関する措置要求の受理について
		議第4号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第5号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第6号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第7号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第8号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第9号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第10号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について

回数	開催日	議 題 等
		議第11号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		議第12号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
		報第2号 意見書等の提出等について（令和5年（措）第1号事案）
第3回	R 6. 2. 28	議第13号 職員に関する条例に対する意見について
		議第14号 職員の昇任選考について
		議第15号 職員の昇任選考（異種の職への異動）について
		議第16号 職員の採用選考について
第4回	R 6. 3. 8	議第17号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による特定任期付職員の採用の承認について
		議第18号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による一般任期付職員の採用の承認について
		議第19号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による一般任期付職員の採用の承認について
		議第20号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による一般任期付職員の採用の承認について
		議第21号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による一般任期付職員の採用の承認について
		報第3号 時間外勤務の状況（令和5年度第3四半期）について
		報第4号 令和5年度職員採用試験の状況について
		報第5号 意見書等の提出等について（令和5年（措）第1号事案）
		報第6号 職員に関する条例に対する意見について
		第5回
議第23号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		
議第24号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について		
議第25号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について		
議第26号 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		
議第27号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		
議第28号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について		
議第29号 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		
議第30号 人事委員会事務局職員の任免について		
報第7号 準備書面の提出等について（令和5年（審）第1号事案）		

回数	開催日	議 題 等
		報第8号 準備書面等の提出等について（令和5年（審）第1号事案） 報第9号 取下書の提出等について（令和6年（措）第1号事案）

【開催回数】 18回

【議事件数】 議 案：66件 報 告：21件

2 年間事業等の概要

事業等の概要は次のとおりである。

表 1-3 年月日別事業等の概要

年月日	事業等の概要
R 5. 3. 1	大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ）採用試験の公示及び申込受付（～3.21）、警察官 AⅡ採用試験の公示及び申込受付（～4.6）
R 5. 4. 1	辞令交付
R 5. 4. 2	大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ）採用試験第 1 次試験実施（～4.18）
R 5. 4. 7	第 4 回人事委員会会議
R 5. 4.11	職種別民間給与実態調査説明会（WEB）
R 5. 4.21	大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師・保健師・管理栄養士・臨床検査技師 A・精神保健福祉士）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験の公示及び申込受付（～5.15）
R 5. 4.24	職種別民間給与実態調査（～6.16）
R 5. 4.28	県職員組合・局長会見
R 5. 5. 1	大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ）採用試験第 2 次試験実施（～5.18）
R 5. 5. 9	第 2 回岐阜県議会臨時会
R 5. 5.11	短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））の公示及び申込受付（～6.1）
R 5. 5.14	警察官 AⅡ採用試験第 1 次試験実施
R 5. 5.23	第 5 回人事委員会会議
R 5. 6. 1	東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長会議地区別会議（愛知県・書面開催）
R 5. 6. 1	第 6 回人事委員会会議
R 5. 6. 7	大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ）採用試験最終合格者発表
R 5. 6. 7	警察官 AⅡ採用試験第 2 次試験実施（～6.21）
R 5. 6.14	警察官 AⅡ（2 回目）・B 採用試験の公示
R 5. 6.18	大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師・保健師・管理栄養士・臨床検査技師 A・精神保健福祉士）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験第 1 次試験実施
R 5. 6.20	第 3 回岐阜県議会定例会（～7.6）
R 5. 6.29	第 131 回全国人事委員会連合会総会（東京都・書面開催）
R 5. 6.30	警察官 AⅡ（2 回目）・B 採用試験申込受付（～8.4）
R 5. 7. 4	第 7 回人事委員会会議
R 5. 7. 5	近畿・東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議（福井県・書面開催）
R 5. 7. 5	第 65 回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（北海道）（～7.6）
R 5. 7. 5	県学校職員組合・局長会見、県教職員組合連絡会議・局長会見
R 5. 7. 6	大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師・保健師・管理栄養士・臨床検査技師 A・精神保健福祉士）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験第 2 次試験実施（～7.19）
R 5. 7.10	警察官 AⅡ採用試験最終合格者発表

年月日	事業等の概要
R 5. 7. 18	短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）、障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）採用試験公示及び申込受付（～8.9）
R 5. 7. 23	短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））第1次試験実施
R 5. 8. 7	人事院勧告
R 5. 8. 10	全国人事委員会連合会人事院勧告説明会（WEB）
R 5. 8. 10	第8回人事委員会会議
R 5. 8. 14	大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師・保健師・管理栄養士・臨床検査技師A・精神保健福祉士）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験最終合格者発表
R 5. 8. 17	オール岐阜県庁夏の職員ガイダンス実施
R 5. 8. 23	短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））採用試験第2次試験（～8.24）
R 5. 8. 25	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（人事院勧告ほか）（WEB）
R 5. 8. 25	第9回人事委員会会議
R 5. 9. 7	県職員組合・委員長会見、県教職員組合連絡会議・委員長会見
R 5. 9. 8	第10回人事委員会会議
R 5. 9. 12	東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議（WEB）
R 5. 9. 14	第4回岐阜県議会定例会（～10.5）
R 5. 9. 19	第11回人事委員会会議
R 5. 9. 17	警察官AⅡ（2回目）・B採用第1次試験実施
R 5. 9. 13	短大・高校卒程度採用試験（事務（社会人枠））最終合格者発表
R 5. 9. 24	短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験第1次試験実施
R 5. 9. 26	大学卒程度（心理・土木Ⅱ）、資格免許職（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）採用試験の公示及び申込受付（～10.23）
R 5. 10. 2	第12回人事委員会会議
R 5. 10. 5	人事委員会勧告
R 5. 10. 13	短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験第2次試験実施（～10.18）
R 5. 10. 22	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）第1次試験実施
R 5. 10. 23	警察官AⅡ（2回目）・B採用第2次試験実施（～11.2）
R 5. 10. 31	第13回人事委員会会議
R 5. 11. 1	大学卒程度（心理・土木Ⅱ）、資格免許職（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）採用試験第1次試験実施（～11.15）
R 5. 11. 6	短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験最終合格者発表
R 5. 11. 14	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）職員採用試験第2次試験実施
R 5. 11. 28	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）職員採用試験最終合格者発表
R 5. 11. 25	第14回人事委員会会議
R 5. 12. 1	警察官AⅡ・B採用試験最終合格者発表

年月日	事業等の概要
R 5.12. 1	第5回岐阜県議会定例会（～12.21）
R 5.12. 4	大学卒程度（心理・土木Ⅱ）、資格免許職（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）採用試験第2次試験実施（～12.5）
R 5.12. 5	東海・北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（WEB）
R 5.12.12	第15回人事委員会会議
R 5.12.16	技術職員現場見学ツアー第1回
R 5.12.21	第16回人事委員会会議
R 5.12.26	大学卒程度（心理・土木Ⅱ）、資格免許職（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）採用試験最終合格者発表
R 6. 1.16	第1回人事委員会会議
R 6. 1.24	職員ガイダンス（行政・技術・警察行政・小中学校等事務）（～R6.2.2, 2.13）
R 6. 1.25	東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（三重県・書面開催）
R 6. 2.14	技術職員現場見学ツアー第2回
R 6. 2.20	第2回人事委員会会議
R 6. 2.22	第1回岐阜県議会定例会（～3.21）
R 6. 2.28	第3回人事委員会会議
R 6. 2.29	東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会総会（石川県・書面開催）
R 6. 3. 1	大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師AⅡ）採用試験の公示及び申込受付（～3.21）、警察官AⅡ採用試験の公示及び申込受付（～4.5）
R 6. 3. 8	第4回人事委員会会議
R 6. 3.22	第5回人事委員会会議
R 6. 3.31	辞令交付

3 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は、次のとおりである。

(1) 全国人事委員会連合会関係

表1-4 全国人事委員会連合会会議

開催年月日(開催地)	会議名	主な課題
R 5.6.29 (東京都)	第131回 総会	○議 事 1 令和4年度決算について 2 令和5年度事業計画案及び予算案について 3 第132回総会について 4 第67回公平審査事務研修会について 5 令和6・7年度専門部会の運営について ○報 告 1 令和4・5年度専門部会の中間報告について 2 第65回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第66回公平審査事務研修会について 4 令和5年度理事について 5 「園遊会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について
R 5.7.5-6 (北海道)	第66回 公平審査事務 研修会	公平審査事務について
R 5.8.10 (WEB)	人事院勧告 説明会	人事院勧告について

(2) 東海・北陸人事委員会協議会関係

表1-5 委員長・事務局長会議

開催年月日(開催地)	会議名	主な課題
R 5.7.5 (福井県・ 書面開催)	近畿、東海・ 北陸合同会議	<合同会議> ○議 題 1 採用候補者名簿の有効期間及び取扱い等の状況について 2 教育職の再任用職員の給料月額について 3 苦情相談(人事相談)について
R 5.6.1 (愛知県・ 書面開催)	東海・北陸 地区別会議	○議 題 1 令和4年度事業報告及び決算について

表 1-6 事務局長会議

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 5.9.12 (WEB)	<p>○議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度事業計画及び予算について 2 令和6年度幹部人事委員会の選出について 3 令和6年度会計監事の選出について 4 令和5年給与勧告等の対応について

表 1-7 公平・労基事務専門部会

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 6.1.25 (三重県・ 書面開催)	<p>○議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員からのパワハラに関する苦情相談対応について 2 匿名かつ文書での苦情相談の対応について 3 労働基準監督権に基づく事業所調査の実施状況について 4 勤務条件調査に係る調査の実施状況について 5 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働に関する許可・届について 6 36協定の締結・届出時期の取扱について 7 心身の故障による分限休職中の産前産後休暇（特別休暇）取得について 8 新たな化学物質規制にかかる官公署や12号事業所等に対する労働基準監督機関としての対応について

表 1-8 任用事務専門部会

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 6.2.29 (石川県・ 書面開催)	<p>○議 題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就職・転職情報サイトへの採用情報掲載について 2 人事委員会主催の業務説明会の見直しについて 3 就職氷河期試験の今後について 4 採用広報活動の実施状況及び効果検証方法等について 5 広報活動について

表 1-9 給与事務専門部会

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 5.12.5 (WEB)	○給与制度等に関する意見交換

(3) その他

表 1-10 人事院

開催年月日(開催地)	会議名	主 な 課 題
R 5.4.11 (WEB)	職種別民間給与 実態調査説明会	○議 題 令和5年職種別民間給与実態調査について

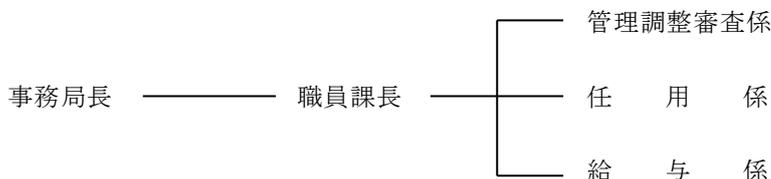
表 1-11 総務省

開催年月日(開催地)	会議名	主 な 課 題
R 5.8.25 (WEB)	全国人事委員会 事務局長・人事 担当課長・市町 村担当課長会議	○議 題 人事院の勧告についてほか

4 事務局

事務局の組織、分掌事務、事務局の職員並びに予算及び決算は、次のとおりである。

(1) 組織 (令和5年4月1日現在) 12人



(2) 分掌事務 (令和5年4月1日現在)

- 1 事務局職員の人事、予算、文書その他庶務に関すること。
- 2 人事行政に関する調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する県議会及び知事に対する意見の申出に関すること。
- 4 職員の任用に関すること。
- 5 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 6 職員の人事評価に関すること。
- 7 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 8 職員の分限及び懲戒に関すること。
- 9 職員の服務に関すること。
- 10 職員の退職管理に関すること
- 11 職員の研修に関すること。
- 12 職員の福祉及び利益の保護に関すること。
- 13 職員団体に関すること。
- 14 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 15 公文書の公開等情報公開に関すること。
- 16 個人情報の保護に関すること。
- 17 前各号に掲げるもののほか、人事委員会の事務に関すること。

(3) 事務局の職員

表1-12 職員の名簿 (令和5年4月1日時点)

職名	氏名
事務局長	青木 一也
職員課長	安田 圭一郎
課長補佐兼管理調整審査係長	林 謙次
課長補佐兼任用係長	國島 陽子
給与係長	和田 知恵
主査(管理調整審査係)	今井 真悠子
主任(管理調整審査係)	宮原 紀子
主任(再任用)	清水 浄規
主任(任用係)	國枝 博子
主任(任用係)	川瀬 晃範
主事(給与係)	辻川 未紗
主事(給与係)	石竹 栄彦

(4) 予算及び決算

表 1-13 収入

(単位：千円)

節 別	令和 4 年度		令和 5 年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
(14) 諸収入	145	138	150	151
(07) 雑 入	145	138	150	151
(03) 納付金	10	0	20	21
(04) 雑 入	135	138	130	130
(職員採用試験調整費)	0	0	0	0
(受託公平委員会事務費)	135	135	130	130
(地方公務員災害補償基金還付金)	0	3	0	0
(その他)	0	0	0	0

表 1-14 支出

(単位：千円)

節 別	令和 4 年度		令和 5 年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
(01) 人事委員会費	113,155	108,911	117,695	112,145
(01) 報 酬	3,447	2,331	2,759	2,113
(02) 給 料	47,030	46,804	46,635	46,332
(03) 職員手当等	29,525	29,487	30,991	29,926
(04) 共 済 費	16,222	16,211	16,102	15,708
(08) 報 償 費	0	0	0	0
(09) 旅 費	1,547	1,112	1,742	1,307
(10) 交 際 費	10	0	10	0
(11) 需 用 費	3,208	2,417	3,549	3,200
(10) 消耗品費	1,590	1,400	2,177	2,005
(31) 対外交流費	0	0	0	0
(32) 会 議 費	3	1	3	0
(40) 印刷製本費	1,585	1,016	1,339	1,195
(60) 修 繕 料	30	0	30	0
(12) 役 務 費	1,646	1,110	1,936	1,420
(13) 委 託 料	4,771	4,303	9,954	8,532
(14) 使用料及び賃借料	3,131	2,640	1,137	851
(18) 備品購入費	0	0	0	0
(19) 負担金、補助及び交付金	2,618	2,496	2,880	2,757

(注) 「予算額」は補正後の予算を指す。

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案（ 条 例 案 の 概 要 ）	提出した意見
<p>令和5年第3回定例会</p> <p>議第59号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (①防疫等作業手当について、国家公務員に準じて見直し。 (1) 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特例の廃止 (2) 特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合に、従事した日1日につき4,000円の範囲内で防疫等作業手当を支給 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、名称及び対象者の見直し。）</p>	<p>異議なし。 (R 5.6.20人委第90号)</p>
<p>令和5年第4回定例会</p> <p>議第87号 岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例について (60歳以上の職員が勤務時間の一部について勤務しないことを申請した場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができるものとするもの。)</p>	<p>異議なし。 (R 5.9.19人委第157号)</p>
<p>令和5年第5回定例会</p> <p>議第110号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (令和5年10月5日付けの岐阜県人事委員会勧告等の内容を鑑みた給与改定の実施。 (1) 行政職給料表について、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を平均0.96% (3,531円) 引上げ。その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ。 (2) 医療職給料表(一)の引上げ改定に伴い、医師・歯科医師に対する初任給調整手当について、支給月額の上限を700円引上げ(改定後:369,500円)。 (3) 期末手当について、支給割合を年間0.05月分引上げ。定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月分引上げ。</p>	<p>異議なし。 (R 5.12.12人委第241号)</p>

<p>(4) 勤勉手当について、支給割合を年間0.05月分引上げ。定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025月分引上げ。)</p>	
<p>令和6年第1回定例会</p> <p>議第29号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について (地方自治法の一部改正に鑑み、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の3条例について、所要の規定整備)</p> <p>議第31号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例について (国立大学法人法の一部改正に伴う条ずれ処理のための規定整備)</p> <p>議第32号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (国家公務員に準拠し、災害応急作業等手当を新設)</p> <p>議第57号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例について (公立学校の教育職員の働き方改革を推進するため、「1年単位の変形労働時間制」の導入及び年次休暇の取得単位の暦年から年度への変更を行う。)</p>	<p>異議なし。 (R 6.2.28人委第323号)</p>
<p>令和6年第1回定例会</p> <p>議第72号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (人事院規則の一部改正に鑑み、特殊勤務手当の額を改定するもの。 ①異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の上限額を1,620円/日に改定。 ②異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において、遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務に従事した警察職員に支給する警察職員手当の上限額を2,160円/日に改定。)</p>	<p>異議なし。 (R 6.3.7人委第343号)</p>

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- | | | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----|
| (1) 名称等 | 令和5年人事・給与統計 | 251ページ | 24部 |
| (2) 調査対象 | 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和5年4月1日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く） | | |
| (3) 内容 | ア 人事に関する統計
(ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階、学歴からみた職員構成等の静態統計）
(イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計） | | |
| (4) 調査時期 | 静態統計・給与統計 | 令和5年4月1日 | |
| | 動態統計 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで | |

第 3 任 用

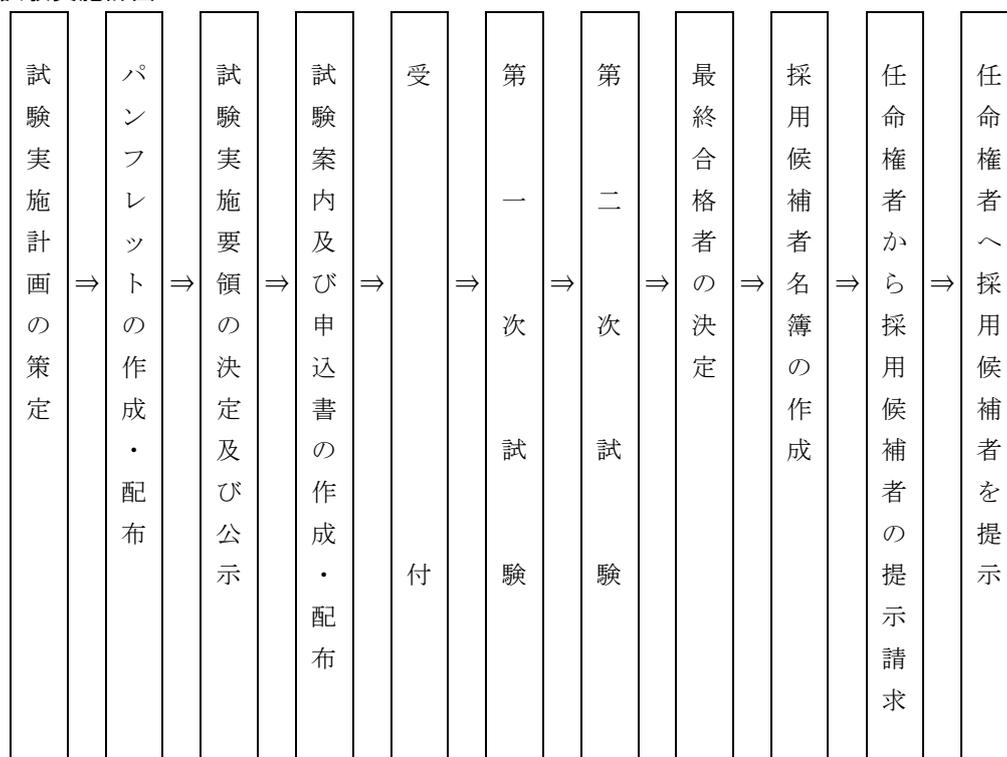
第3 任用

職員の任用は、地公法第13条（平等取扱の原則）、第15条（成績主義の原則）及び第56条（不利益取扱の禁止）の規定により行わなければならない、任用の公正の実現と能力主義の実現を目的としている。

また、地公法第17条（任命の原則）の規定により職員の採用及び昇任は、競争試験で実施しているが、人事委員会規則の規定により一定の条件のもと選考による採用及び昇任を行っている。

1 採用試験

(1) 試験実施計画



(2) 募集活動

ア 令和5年度職員採用試験パンフレットの作成・配布

印刷部数：パンフレット 9,000部

配布先：各県事務所、東京事務所、関係学校等

イ 試験案内の配布

配布先：各県事務所、東京事務所、関係学校等

ウ テレビ・ラジオ

4月、5月、7月、8月、3月に適宜実施

エ インターネット

適宜試験情報を掲載

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」

アドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>

民間就職支援サイト（マイナビ・リクナビ）に採用情報を掲載

オ 就職説明会等

主に大学生や高校生を対象として、岐阜県職員の仕事の魅力発信や、試験結果及び試験内容等についての情報提供を行うなど、受験者の確保に努めた。

- ・大学等における公務員説明会（5月～2月：19回）
- ・技術系職員の働く現場見学ツアー（12月、2月：2回）
- ・岐阜県職員ガイダンス（8月～2月：5回）
- ・専門学校等における公務員説明会（4月、2月）2回
- ・民間企業等主催合同企業展（9月～3月：17回）
- ・高校生出前説明会（9月～2月：高校 計 21校）

カ 職員採用PR動画配信

薬剤師、獣医師、行政（ワークライフバランス）のPR動画をYouTubeで配信（1月～）

（3）試験の実施状況

表3-1、表3-2参照

（4）試験種目

表3-3参照

（用語の定義）

教 養 試 験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験を行う。

専 門 試 験：各職種に応じて必要な専門的な知識、技術又はその他の能力についての筆記試験を行う。

論 文 試 験：識見、論理性及び思考力等についての筆記試験を行う。

作 文 試 験：表現力及び思考力等についての筆記試験を行う。

口 述 試 験：人物及び専門的知識についての個別面接を行う。

集団討論試験：社会性、協調性、指導力、説得力等についての集団による討論を行う。

適 性 検 査：職務遂行上必要な素質及び適性についての検査を行う。

身 体 検 査：身長、体重、胸囲、視力、色覚その他について実施検査を行う。

体 力 検 査：敏しょう性、持久力、柔軟性等の体力について実施検査を行う。

身体精密検査：所定の健康診断書の提出を求める。

受験資格の調査：受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について調査する。

表3-1 採用試験一覧

試験名	職種	受験資格	公示日	受付期間	第1次試験	第1次試験会場	第2次試験	合格発表
大学卒業程度	行政Ⅱ 技術Ⅱ 農学Ⅱ 森林科学Ⅱ 土木Ⅱ 建築Ⅱ 農業土木Ⅱ 電気Ⅱ 機械Ⅱ	21歳以上39歳未満の者又は21歳未満でR6.3.31までに大学を卒業(見込みを含む)の者	R5.3.1	R5.3.1 ~ 21	R5.4.2 ~18	S P I 全国テストセンター リアル会場	R5.5.1 ~ 18	R5.6.7
	行政Ⅰ 警察行政 福祉 心理学 農学Ⅰ 畜産 森林科学Ⅰ 農業土木Ⅰ 電気Ⅰ	21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR6.3.31までに大学を卒業(見込みを含む)の者	R5.4.21	R5.4.21 ~ 5.15	R5.6.18	加納高校 東京文具共和会館	R5.7.6 ~ 19	R5.8.14
土木Ⅰ 建築Ⅰ	21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR6.3.31までに大学・短期大学・高等専門学校を卒業(見込みを含む)の者							
資格免許	薬剤師 保健師 管理栄養士 臨床検査技師A	29歳未満(薬剤師は31歳未満)で各職種の免許を有する者(取得見込みの者を含む。)						
	精神保健福祉士	29歳未満で資格の登録を受けている者(見込みの者を含む。)						
職	司書	19歳以上27歳未満で各職種の資格を有する者(取得見込みの者を含む。)	R5.7.18	R5.7.18 ~ 8.9	R5.9.24	岐阜大学	R5.10.13 ~ 18	R5.11.6

試験名	職種	受験資格	公示日	受付期間	第1次試験	第1次試験会場	第2次試験	合格発表
短大・高校卒程度	事務A 事務B(東濃) 事務B(飛騨) 警察事務 農業 林業 農業土木 土木A	17歳以上21歳未満の者	R5.7.18	R5.7.18 ～ 8.9	R5.9.24	岐阜大学 多治見北高校 高山工業高校	R5.10.13 ～ 18	R5.11.6
短大・高校卒程度	事務(社会人枠)	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (就職氷河期世代)	R5.5.11	R5.5.11 ～ 6.1	R5.7.23	大垣東高校	R5.8.23 ～ 24	R5.9.13
警察官	警察官AII(男性) 警察官AII(女性) 情報技術	35歳未満で大学卒業者(卒業見込みの者を含む。)	R5.3.1	R5.3.1 ～ 4.6	R5.5.14	岐阜北高校	R5.6.7 ～ 21	R5.7.10
	警察官AII(男性) 警察官AII(女性)		R5.6.14	R5.6.30 ～ 8.4	R5.9.17	岐南工業高校 多治見工業高校 斐太高校	R5.10.13 ～ 11.2	R5.12.1
	警察官B(男性) 警察官B(女性)	17歳以上35歳未満の者で、大学卒業者又は卒業見込みの者を除く。						
市町村立小中学校等事務職員	大学卒程度	21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR6.3.31までに大学を卒業(見込みを含む)の者	R5.4.21	R5.4.21 ～ 5.15	R5.6.18	加納高校 東京文具共和会館	R5.7.6 ～ 19	R5.8.14
	短大・高校卒程度	17歳以上21歳未満の者	R5.7.18	R5.7.18 ～ 8.9	R5.9.24	岐阜大学 多治見北高校 高山工業高校	R5.10.13 ～ 18	R5.11.6
	社会人経験者	29歳以上50歳未満で、民間企業等での職務経験が通算して3年以上の者						

試験名	職 種	受 験 資 格	公示日	受付期間	第1次試験	第1次 試験会場	第2次試験	合格発表
障 が い 者 対 象	行 政	1 21歳以上34歳未満の者 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者	R5.7.18	R5.7.18 ～ 8.9	R5.10.22	OKB ふれあい 会館	R5.11.14	R5.11.28
	事 務	1 17歳以上21歳未満の者 2 行政に同じ						
	小中等事務	1 17歳以上27歳未満の者 2 行政に同じ						

表3-2 試験実施状況(令和5年度分)

	実施日 (2次試験)	候補者名簿 確定日	職 種	申込者数	受験者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	最終合格者数 (B)	採用見込 者数	採用 計画数	競争率 (A/B)	採用 状 況		
													採 用	辞 退	残
大学 卒 程 度	6/18(7/12~7/13)	8/10	行政 I	441	226	153	136	71	71	45人程度	43	3.2	46	25	0
	4/2~4/18(5/15~5/16)	6/1	行政 II	665	576	105	62	20	20	10人程度	10	28.8	11	9	0
	6/18(7/6)	8/10	警察行政	75	42	26	23	14	14	15人程度	12	3.0	10	4	0
	6/18(7/18~7/19)	8/10	福祉	16	12	9	9	4	4	若干人	2	3.0	4	0	0
			心理	13	8	5	5	4	4	10人程度	9	2.0	4	0	0
	6/18(7/10~7/11)	8/10	農学 I	22	12	10	8	5	5	5人程度	4	2.4	5	0	0
	4/2~4/18(5/1~5/2)	6/1	農学 II	56	49	49	34	7	7	若干人	5	7.0	4	3	0
	6/18	-	農業土木 I	3	0	-	-	-	-	5人程度	3	-	-	0	-
	4/2~4/18(5/17~5/18)	6/1	農業土木 II	7	6	6	5	4	4	若干人	3	1.5	2	2	0
	6/18(7/6~7/7)	8/10	畜産	8	4	4	4	4	4	若干人	2	1.0	3	1	0
	6/18(7/10~7/11)	8/10	森林科学 I	15	6	5	4	3	3	5人程度	3	2.0	1	2	0
	4/2~4/18(5/1~5/2)	6/1	森林科学 II	33	32	30	24	9	9	若干人	7	3.6	5	4	0
	6/18(7/10~7/11)	8/10	土木 I	35	16	16	14	12	12	15人程度	11	1.3	5	7	0
	4/2~4/18(5/17~5/18)	6/1	土木 II	40	33	31	21	15	15	若干人	7	2.2	8	7	0
	6/18(7/6~7/7)	8/10	建築 I	8	4	3	3	3	3	若干人	3	1.3	2	1	0
	4/2~4/18(5/17~5/18)	6/1	建築 II	16	16	16	12	3	3	若干人	2	5.3	2	1	0
	6/18(7/6~7/7)	8/10	電気 I	5	1	1	1	1	1	若干人	1	1.0	1	0	0
	4/2~4/18(5/8~5/9)	6/1	電気 II	11	7	6	4	2	2	若干人	5	3.5	2	0	0
	4/2~4/18(5/8~5/9)	6/1	機械 II	10	9	8	4	1	1	若干人	1	9.0	1	0	0
	11/1~11/15(12/5)	12/21	心理(2回目)	15	13	13	9	6	6	10人程度	6	2.2	6	0	0
	11/1~11/15(12/5)	12/21	土木 II(2回目)	2	2	2	2	2	2	5人程度	4	1.0	2	0	0
(21種類) 計				1,496	1,074	498	384	190	190	-	143	5.7	124	66	0
資格 免 許 職	6/18(7/18~7/19)	8/10	薬剤師	7	2	2	2	2	2	5人程度	3	1.0	2	0	0
			保健師	21	14	14	14	13	13	20人程度	16	1.1	10	3	0
			管理栄養士	18	12	10	10	4	4	若干人	2	3.0	3	1	0
			臨床検査技師A	5	3	2	1	0	0	若干人	2	-	-	0	-
	6/18	-	精神保健福祉士	2	1	0	-	-	-	若干人	2	-	-	0	-
	11/1~11/15(12/5)	12/21	薬剤師(2回目)	1	0	-	-	-	-	若干人	1	-	-	0	-
			保健師(2回目)	5	2	2	1	1	1	5人程度	5	2.0	1	0	0
			臨床検査技師A(2回目)	2	2	2	1	0	0	若干人	2	-	0	0	0
	9/24(10/17)	10/31	司書	20	14	11	11	3	3	若干人	2	4.7	3	0	0
(9種類) 計				81	50	43	40	23	23	-	35	2.2	19	4	0
短大・ 高 校 卒	9/24(10/13~10/16)	10/31	事務 A	68	56	42	38	20	20	10人程度	8	2.8	16	4	0
	9/24(10/16)		事務B(東濃)	8	4	2	1	1	1	若干人	2	4.0	1	0	0
	9/24(10/14~10/18)		事務B(飛騨)	12	12	8	7	2	2	若干人	2	6.0	1	1	0
	9/24(10/18)		警察事務	56	45	37	37	17	17	10人程度	7	2.6	11	6	0
	9/24(10/13)		農業	7	7	7	7	4	4	若干人	2	1.8	4	0	0
	9/24(10/18)		農業土木	5	5	5	5	5	5	10人程度	5	1.0	3	2	0
	9/24(10/13)		林業	2	2	2	2	2	2	5人程度	2	1.0	2	0	0
	9/24(10/18)		土木	6	6	6	3	2	2	10人程度	2	3.0	1	1	0
	7/23(8/23,24)		9/8	事務(社会人枠)	136	83	45	37	6	6	5人程度	5	13.8	6	0
(9種類) 計				300	220	154	137	59	59	-	33	3.7	45	14	0
警 察 官	5/14 (6/12~ 6/21)	7/4	警察官A II(男性)※1	523	216	186	138	77	77	50人程度	52	2.8	58	19	0
			警察官A II(女性)※1	141	46	44	23	16	16	15人程度	15	2.9	10	6	0
			警察官A II(情報技術)※2	15	5	5	3	0	0	若干人	1	-	0	0	0
	9/17 (10/13~ 11/2)	11/24	警察官A II(男性)	145	43	41	32	8	8	10人程度	10	5.4	7	1	0
			警察官A II(女性)	43	10	10	8	4	4	5人程度	5	2.5	3	1	0
			警察官B(男性)	314	146	136	106	51	51	50人程度	50	2.9	44	7	0
			警察官B(女性)	155	68	63	44	24	24	15人程度	15	2.8	19	5	0
(7種類) 計				1,336	534	485	354	180	180	-	148	3.0	141	39	0
小 中 学 校 等 事 務	6/18(7/6~7/7)	8/10	大学卒程度	25	20	14	13	3	3	5人程度	3	6.7	3	0	0
	9/24(10/13~10/18)	10/31	短大・高校卒程度	16	9	9	9	3	3	5人程度	3	3.0	1	2	0
	9/24(10/13~10/18)	10/31	社会人経験者	88	66	32	29	2	2	若干人	2	33.0	2	0	0
	(3種類) 計				129	95	55	51	8	8	-	8	11.9	6	2
障 が い 者 対 象	10/22 (11/14)	11/24	行政	12	10	7	7	4	4	5人程度	4	2.5	3	1	0
			事務	3	3	2	2	2	2	5人程度	3	1.5	2	0	0
			小中等事務	6	4	3	3	0	0	若干人	1	-	0	0	0
	(3種類) 計				21	17	12	12	6	6	-	8	2.8	5	1
合 計 (52種類)				3,363	1,990	1,247	978	466	466	-	375	4.3	340	126	0

	実施日	職 種	申込者数	被選考者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	能力審査 合格者数 (B)	採用見込 者数	採用予定 者数	競争率 (A/B)	採用 状 況		
												採 用(C)	辞 退	残
採 用 選 考	4/2~4/18,4/4.5/12	電子工学(メカトロ)	5	2	2	1	1	1	若干人	4	2.0	1		
	4/2~4/18,4/4.5/12	化学(有機・無機)	12	10	9	9	9	9	若干人	4	1.1	1	2	
	6/18,7/20	史学	4	3	3	3	3	3	若干人	1	1.0	1		
	9/17,10/19	実科指導員	3	2	1	1	1	1	5人程度	4	2.0	1		
	9/17	サイバー犯罪捜査官	0	-	-	-	-	-	若干人	1	-	-		
	9/24	保育士	0	-	-	-	-	-	若干人	1	-	-		
	9/24, 10/13	職業訓練指導員	1	1	1	1	1	1	若干人	1	1.0	1		
	1/21, 1/22	(警察本部)保健師	4	2	2	2	2	2	若干人	1	1.0	1		
	0 (延べ7種類)				29	20	18	17	17	-	13	1.2	6	2

※1情報技術区分の併願者含む ※2警察官A II区分の併願者含む

SPI方式合計				880	759	281	189	80	80	-	9.5	46	28		
総 合 計				3,392	2,010	1,265	995	483	483	-	388	4.2	346	128	

表 3 - 3 試験種目

試験名	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	受験資格等の調査
大学卒程度	【教養試験 2時間30分】 全 職 種：五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 全 職 種：五肢択一式40題 【論文試験 1時間】	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】	受験資格の有無、 申込書記載事項 等の真否について調査
大学卒程度 (行政Ⅱ) (技術Ⅱ)	【S P I 3】 (基礎能力検査・性格検査)	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 【論文試験 1時間】 行政Ⅱに限る。 【専門試験 1時間】 技術Ⅱに限る。 記述式3題	
資格免許職	【教養試験 2時間30分】 全 職 種：五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 薬剤師、保健師、臨床検査技師A、司書 ：五肢択一式40題 【論文試験 1時間】 薬剤師、保健師、臨床検査技師A 【作文試験 1時間】 司書	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 薬剤師、保健師、臨床 検査技師Aに限る。	
短大・高校 卒 程 度	【教養試験 2時間】 全 職 種：五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 農業、林業、土木、農業土木 ：五肢択一式40題 【作文試験 1時間】	【適性検査】 【口述試験】	
警 察 官	【教養試験】 警察官A・情報技術 2時間30分 警察官B 2時間 ：五肢択一式50題 ※資格加点あり 【専門試験 1時間30分(情報技術のみ)】 ：五肢択一式20題 記述式10題 【論作文試験 1時間】	【身体検査】 【体力検査】 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 警察官Aに限る。 【身体精密検査】	
市 町 村 立 小 中 学 校 等 事 務 職 員 (短大・高校卒程度、 社会人経験者)	【教養試験 2時間】 五肢択一式50題 【作文試験 1時間】	【適性検査】 【口述試験】	
障がい者対象	【教養試験 2時間】 行政・事務・小中等事務 五肢択一式40題 (点字の場合は3時間) 【専門試験 2時間】 行政 五肢択一式40題 (点字の場合は3時間) 【論文試験 1時間】 行政 (点字の場合は1時間30分) 【作文試験 1時間】 事務・小中等事務 (点字の場合は1時間30分)	【適性検査】 【口述試験】	

(注) 論文・作文試験は、第2次試験として評価

(5) 名簿からの選択

人事委員会は、採用候補者名簿を試験区分毎に作成し、任命権者からの採用候補者の提示請求を受け、名簿から高得点順に提示し、任命権者は、そのうちから採用者を決定する。

表3-4 名簿からの選択結果

試験区分		令和5年度 名簿確定日	名簿 登載者数	採用者数	辞退・無 応答者数	名簿残存 者数
大学 卒 程 度 試 験	行政Ⅰ・警察行政・福祉・ 心理・農学Ⅰ・農業土木Ⅰ・ 畜産・森林科学Ⅰ・土木Ⅰ・ 建築Ⅰ・電気Ⅰ	8/10	121	81	40	0
	行政Ⅱ・農学Ⅱ・農業土木Ⅱ・ 森林科学Ⅱ・土木Ⅱ・建築Ⅱ・ 電気Ⅱ・機械Ⅱ	6/1	61	35	26	0
	心理（2回目）・土木Ⅱ	12/21	8	8	0	0
資格 免 許 職 試 験	薬剤師	8/10	2	2	0	0
	保健師		13	10	3	0
	管理栄養士		4	3	1	0
	臨床検査技師A		0	-	-	-
	精神保健福祉士	12/21	0	-	-	-
	薬剤師（2回目）		0	-	-	-
	保健師（2回目）		1	1	0	0
	臨床検査技師A（2回目）	10/31	0	-	-	-
司書	3		3	0	0	
短大・高校卒程度試験 （事務（社会人枠））		9/8	6	6	0	0
短大・高校卒程度試験		10/31	53	39	14	0
警察 官	AⅡ（男性）	7/4	77	58	19	0
	AⅡ（女性）		16	10	6	0
	AⅡ（情報技術）		0	-	-	-
	AⅡ（男性）	11/24	8	7	1	0
	AⅡ（女性）		4	3	1	0
	B（男性）		51	44	7	0
B（女性）	24	19	5	0		
小 中 学 校 等 事 務 職 員	大学卒程度	8/10	3	3	0	0
	短大・高校卒程度	10/31	3	1	2	0
	社会人経験者	10/31	2	2	0	0
障 が い 者 対 象	行政	11/24	4	3	1	0
	事務		2	2	0	0
	小中等事務		0	-	-	-

2 昇任試験

表3-5 昇任試験実施状況

試験名	申込者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争率 (A/B 倍)
警部昇任試験	524	524	17	30.8
警部補昇任試験	740	736	64	11.5
巡査部長昇任試験	927	921	112	8.2
計	2,191	2,181	193	11.3

(注) 試験実施の権限は、警察本部長に委任。

3 選考による採用

表3-6 選考による採用の結果

任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	計
職又は職種					
部 長 相 当 職		1			1
次 長 相 当 職		2			2
課 長 相 当 職		2 [18]	[31]	1	3 [49]
課 長 補 佐 相 当 職		2 [19]	[26]		2 [45]
主 査 相 当 職		23 [21]	[5]	2	25 [26]
主 任 相 当 職		35 [18]	[5]	1	36 [23]
主事・技師 (7条5の2号、8号及び9号以外)		2 [13]	[1]	[1]	2 [15]
保 育 士					
職 業 訓 練 指 導 員		1			1
獣 医 師					
ヘリコプター整備士					
史 学		1			1
試 験 研 究		2			2
鑑定業務に従事する職					
実 科 指 導 員				1	1
サイバー犯罪捜査官					
学 芸 員					
術 科 指 導 員					
任 用 替 え					
警 視				9	9
警 部				10	10
警 部 補				4	4
巡 査 部 長				6	6
巡 査				[1]	[1]
計		71 [89]	0 [68]	34 [2]	105 [159]

任命権者		知 事	教 委	警 察	計
職又は職種					
委 任 分	医 師	2			2
	管 理 栄 養 士				
	保 育 士				
	看 護 師	7			7
	助 産 師				
	歯 科 衛 生 士				
	農 業 技 手				
	衛 生 技 術 員				
	獣 医 師	3			3
計	12			12	

(注) 1 委任分は、任用規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任した職についての数である。

2 []内の数字は、異種の職への異動で外数。

4 選考による昇任

表3-7 選考による昇任の結果

任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	計
職又は職種					
部 長 相 当 職		10			10
次 長 相 当 職		22	4		26
課 長 相 当 職		102		6	108
課 長 補 佐 相 当 職					
主 査 相 当 職					
主 任 相 当 職					
主 事 相 当 職					
警 視				17	17
警 部					
警 部 補					
計		134	4	23	161

任命権者		知 事	教 委	警 察	計
職又は職種					
委 任 分	課 長 相 当 職				0
	課長補佐相当職	109	21	10	140
	主 査 相 当 職	71	18	7	96
	主 任 相 当 職	145	22	9	176
	警 視			10	10
	警 部			29	29
	警 部 補			26	26
	巡 査 部 長			6	6
	計	325	61	97	483

(注) 委任分は、任用規則第47条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任した職についての数である。

5 臨時的任用

任命権者は、任用規則第 15 条から第 17 条までの規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、一定の条件に該当するときは、原則
人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を 6 月を越えない期間で臨時的任用を行うことができる。（ただし、更新は 6 月間内で 1 回限り）

表 3-8 臨時的任用の状況

区 分		知 事	教 委	警 察	計
人事委員会の承認を要する職	臨時的任用	18 事 9 技 8 研 1	136 事 26 技 5 学 86 栄 18 司 1	4	158
	臨時的任用期間の更新	9 事 3 技 5 研 1	114 事 16 技 4 学 74 栄 20	10	133
人事委員会の承認を要しない職	臨時的任用	12 技 11 研 1	1,475	0	1,487
	臨時的任用期間の更新	0	1,293	0	1,293

- (注) 1 [] は内訳で、[事] は事務系職員、[技] は技術系職員、[研] は研究員、[学] は小中学校事務職員、[栄] は小中栄養職員、[司] は司書である。
2 人事委員会の承認を要しない職とは、任用規則第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の場合の職をいう。

6 職員の派遣

(1) 外国の地方公共団体の機関等への派遣

外国等派遣条例に基づく外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣状況は次のとおりである。

表3-9 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣状況（令和5年度）

派遣職員所属 職 名	派 遣 先 機 関		派遣期間	派遣者数
	名 称	所 在 地		
岐阜市立岩野田小学校 教 諭	シロアム小学校	南アフリカ共和国	R4.7.26～ R6.3.20	1
岐阜県立吉城高等学校 教 諭	ナリン子供教育 センター	キルギス	R5.7.18～ R7.3.20	1

(2) 公益的法人等への派遣

公益的法人等派遣法並びに公益的法人等派遣条例及び公益的法人等派遣規則に基づく公益的法人等への職員の派遣状況は次のとおりである。

表3-10 公益的法人等への職員の派遣状況（令和5年5月1日現在）

	派遣職員	退職派遣者	計
知 事	80 人	1 人	81 人
計	80	1	81

(3) 留学費用償還制度

留学費用償還条例及び留学費用償還規則に基づく職員の留学の実施及び留学費用の償還状況は次のとおりである。

表3-11 職員の留学の実施及び留学費用の償還状況（令和5年度）

	留学職員	償還対象者	うち留学期間中	
			離職	後5年内離職
知 事	1 人	0 人	0 人	0 人
計	1	0	0	0

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和5年4月1日現在で実施した「令和5年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 23,669	歳 41.0	年 18.6
行政職給料表	5,426	42.4	20.3
公安職給料表	3,525	38.6	17.5
教育職給料表(一)	18	54.6	29.4
教育職給料表(二)	4,240	41.1	18.3
教育職給料表(三)	9,852	40.8	18.1
教育職給料表(四)	26	49.4	25.0
研究職給料表	226	44.9	21.9
医療職給料表(一)	22	47.7	22.7
医療職給料表(二)	188	42.8	19.2
医療職給料表(三)	144	44.4	20.2
特定任期付職員給料表	2	60.5	24.9

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.9	% 5.2	% 10.9	%	% 57.0	% 43.0
行政職給料表	100.0	73.7	9.1	17.1		64.1	35.9
公安職給料表	100.0	53.6	4.0	42.4		88.6	11.4
教育職給料表（一）	100.0	94.4	5.6			88.9	11.1
教育職給料表（二）	100.0	93.9	2.7	3.4		53.0	47.0
教育職給料表（三）	100.0	96.2	3.8			43.9	56.1
教育職給料表（四）	100.0	88.5	11.5			96.2	3.8
研究職給料表	100.0	95.6	3.1	1.3		83.2	16.8
医療職給料表（一）	100.0	100.0				72.7	27.3
医療職給料表（二）	100.0	80.9	18.6	0.5		37.8	62.2
医療職給料表（三）	100.0	54.2	44.4	0.7	0.7	2.1	97.9
特定任期付職員給料表	100.0	50.0		50.0		100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	地域手当	扶養手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 349,674	円 7,882	円 8,357	円 16,321	円 382,234
行政職給料表	327,586	8,861	8,639	16,846	361,932
公安職給料表	334,524	8,371	13,373	8,842	365,110
教育職給料表（一）	541,039	17,004	8,167	25,144	591,354
教育職給料表（二）	364,645	7,650	8,011	16,010	396,316
教育職給料表（三）	360,251	7,072	6,614	18,120	392,057
教育職給料表（四）	433,781	7,833	15,692	10,931	468,237
研究職給料表	352,552	7,525	10,157	18,251	388,485
医療職給料表（一）	461,082	82,835	3,614	285,811	833,342
医療職給料表（二）	337,799	8,125	6,543	23,523	375,990
医療職給料表（三）	340,057	8,896	3,479	11,926	364,358
特定任期付職員給料表	582,000	17,460	-	15,000	614,460

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 令和5年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 令和5年4月24日から6月16日まで

(イ) 調査対象事業所 令和5年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の890事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種

(エ) 調査実人員 6,813人（うち、初任給関係職種358人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,118人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は47,558人であり、うち行政職に相当するものは39,552人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計	企業規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,536	213,530	212,844	201,938
	短大卒	183,420	173,322	187,967	182,500
	高校卒	175,612	170,803	176,404	181,278
新 卒 事 務 員	大学卒	208,279	210,417	207,861	188,500
	短大卒	183,343	173,322	187,553	187,000
	高校卒	172,735	171,926	172,574	178,000
新 卒 技 術 者	大学卒	214,463	216,514	219,785	203,857
	短大卒	183,729	—	190,000	178,000
	高校卒	178,344	168,604	179,888	182,214

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	51.8	642,435	642,435	—	—
工 場 長	52.7	759,155	795,229	655,475	—
事 務 部 長	52.7	599,560	671,350	569,476	504,991
技 術 部 長	53.0	624,694	705,852	577,946	532,928
事 務 部 次 長	52.0	514,464	532,443	499,221	426,633
技 術 部 次 長	52.8	538,072	622,404	527,283	433,361
事 務 課 長	50.4	513,944	571,473	469,839	410,442
技 術 課 長	49.8	514,309	579,928	457,758	403,567
事 務 課 長 代 理	47.0	441,226	443,719	423,733	443,055
技 術 課 長 代 理	45.7	470,088	478,541	439,176	334,492
事 務 係 長	45.7	357,583	362,165	352,592	340,916
技 術 係 長	45.2	386,849	415,345	367,381	327,047
事 務 主 任	42.1	329,863	351,124	299,200	315,187
技 術 主 任	42.0	334,198	372,407	303,476	293,608
事 務 係 員	38.4	271,574	279,337	264,864	253,365
技 術 係 員	35.9	295,190	326,167	262,674	245,347

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和5年10月5日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

- 月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ
 - ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（3,531円 0.96%）を解消するため、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ改定
 - ・特別給（現行4.40月分）は、民間のボーナス（4.51月）を下回るため、0.10月分引上げ改定

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の173事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
371,590円	368,059円	3,531円（0.96%）

<ボーナス>

令和4年8月から令和5年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.51月	4.40月	0.11月

(3) 改定等の内容

令和5年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

給料	はねかえり	計
3,457円	74円	3,531円 (0.96%)

- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後 (5年度)	期末手当	1.20 月	1.25 月	2.45 月
	勤勉手当	1.00 月	1.05 月	2.05 月
	計	2.20 月	2.30 月	4.50 月
改定後 (6年度以降)	期末手当	1.225 月	1.225 月	2.45 月
	勤勉手当	1.025 月	1.025 月	2.05 月
	計	2.25 月	2.25 月	4.50 月

<その他>

初任給調整手当（医師等） 国家公務員の改定状況を勘案して引上げ改定

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、令和5年12月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年12月1日から、令和6年度以降の勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進、定年の引上げに対応した新たな組織運営

○勤務環境の整備

長時間労働の是正、職員の健康管理、誰もが働きやすい職場環境づくり、ハラスメント防止対策

○ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和5年第5回県議会定例会に提案、令和5年12月21日可決、令和5年12月26日条例第29号として公布された。

(改正概要)

- ① 給料表について、初任給を始め若年層に重点を置き全級全号給について給料表を引上げ
- ② 期末・勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ③ 初任給調整手当について、支給月額の上限を引上げ

イ 令和6年第1回県議会定例会に提案、令和6年3月13日可決、令和6年3月18日条例第1号、第2号として公布された。

(改正概要)

- ① 国家公務員に準拠し、災害応急作業等手当を新設
- ② 警察職員手当について、遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務に従事した場合の支給上限額を引上げ

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和5年5月26日 人事委員会規則第25号

- a 特別休暇（付則第10項）及び特殊勤務手当（付則第17項～第19項）の特例
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う、特別休暇及び特殊勤務手当の特例廃止
- b 施行日
公布の日（令和5年5月26日）

(イ) 令和5年7月11日 人事委員会規則第26号

- a 災害派遣手当等の額（第48条の14）
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称等の改正
- b 施行日
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日

(ウ) 令和5年11月14日 人事委員会規則第28号

- a 特殊勤務手当（第36条、第38条の8）、期末手当（第53条）及び勤勉手当（第57条の3）
 - ① 特殊勤務手当（警察職員手当（第36条）及び精神保健業務手当（第38条の8））
警察職員手当について、特定の警護対象者に係る手当支給額を引上げ
精神保健業務手当について、保健所に勤務する精神保健福祉士を支給対象とする改正
 - ② 期末手当（第53条）
岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例制定に伴い、期末手当に係る在職期間の規定整備
 - ③ 勤勉手当（第57条の3）
岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例制定に伴い、勤勉手当に係る勤務期間の規定整備
- b 施行日
上記 a の①は公布の日（令和5年11月14日）、同②③は令和6年4月1日

- (エ) 令和5年12月27日 人事委員会規則第30号
- a 勤勉手当（第57条の5）及び初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）
- ① 勤勉手当（第57条の5）
令和5年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ② 初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）
医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、別表で定められた支給額を改正
- b 施行日
公布の日（令和5年12月27日）
（上記aの①は令和5年12月1日、上記aの②は令和5年4月1日適用）
- (オ) 令和6年3月25日 人事委員会規則第1号
- a 警察職員手当（第36条）及び災害応急作業等手当（第39条の2）
- ① 警察職員手当（第36条）
条例第20条第1項第22号の業務に従事した場合の手当額を改正
- ② 災害応急作業等手当（第39条の2）
条例第20条第27項第1号から第4号までに規定する作業に従事した場合の手当額を規定
- ③ その他
特殊勤務手当額の特例（第41条）に災害応急作業等手当を追加
- b 施行日
公布の日（令和6年3月25日）（令和6年1月1日適用）
- (カ) 令和6年4月1日 人事委員会規則第4号
- a 勤勉手当（第57条の5）及び組織改正に伴う所要の規定整備
- ① 勤勉手当（第57条の5）
令和6年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ② 特殊勤務手当（福祉業務手当）（第38条の7）
「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改正
- ③ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

<知事>

機 関	職	区 分	変更内容
本庁	県民文化局長	1種	新設
	子ども・女性局長		
	文化祭推進事務局次長	2種	新設
	岐阜地域環境室長		
	水産振興企画監		
	県民文化局長	4種	新設
	子ども・女性局長		
	学校連携企画監		
	地域推進監		
	文化事業推進監		
文化交流推進監			

	伝統技術支援監			
	こども政策調整監			
	ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監			
	緑化祭推進監			
	会場整備監			
	財務会計システム開発企画監			
	温暖化・気候変動対策監			
	少子化対策企画監			廃止
	都市公園企画監			
	男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長			6種
岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長				
県税事務所	連携調整監	6種	新設	
図書館	総務課長	4種	廃止	
	総務課長	6種	新設	
子ども相談センター	中央子ども相談センターの家庭支援第一課長	6種	新設	
	西濃子ども相談センターの家庭支援課長			
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長			
	飛驒子ども相談センターの家庭支援課長			
	中央子ども相談センターの家庭支援課長			
	東濃子ども相談センターの家庭支援課長		廃止	
	地域連携課長			
女性相談センター	「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改正			
わかあゆ学園	総務課長	4種	新設	
	総務課長	6種	廃止	
農林事務所	恵那農林事務所の農地整備課長	4種	新設	
	恵那農林事務所の農地整備課長	6種	廃止	
農業大学校	総務課長	4種	新設	
	総務課長	6種	廃止	
土木事務所	下呂土木事務所の道路課長	4種	廃止	
	下呂土木事務所の道路課長	6種	新設	
	古川土木事務所の道路調整監	6種	新設	

<教育委員会>

学校	岐南工業高等学校の事務部長	4種	新設
----	---------------	----	----

<代表監査委員>

事務局	事務局長	1種	新設
	事務局長	2種	廃止

- ④ へき地手当（別表第5（第44条の5関係））
 新たな義務教育学校の設立に伴い、「時小学校」を表から削除
- b 施行日
 公布の日（令和6年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

- (ア) 令和5年12月27日 人事委員会規則第31号
- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正
 各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表（別表第7）の一部を改正
- b 施行日
 公布の日（令和5年12月27日）

- (イ) 令和6年4月1日 人事委員会規則第6号
- a 令和6年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正
 ○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）
 <知事部局>

機関	職	職務の級	変更内容	
本庁	ねんりんピック推進事務局長	8級	新設	
	文化祭推進事務局次長			
	岐阜地域環境室長	7級	新設	
	水産振興企画監			
	ねんりんピック推進事務局長	6級	廃止	
	岐阜地域環境室長		新設	
	水産振興企画監			
	学校連携企画監			
	文化事業推進監			
	文化交流推進監			
	伝統技術支援監			
	地域推進監			
	こども政策調整監			
	ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監			
	緑化祭推進監			
	会場整備監			
	財務会計システム開発企画監			
	ねんりんピック推進事務局長			廃止
	温暖化・気候変動対策監			
	少子化対策企画監			
	都市公園企画監			
	男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長			
	岐阜県保育士・保育所支援センター副			

	センター長		
県税事務所	連携調整監	6級	新設
図書館	副館長	8級	廃止
	困難な業務を行う副館長	7級	新設
	副館長	6級	新設
子ども相談センター	家庭支援第一課長	6級	新設
	西濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長		
	飛騨子ども相談センターの家庭支援課長		
	地域連携課長		廃止
	中央子ども相談センターの家庭支援課長		
	東濃子ども相談センターの家庭支援課長		
女性相談支援センター	—	—	新設
女性相談センター	—	—	廃止
農林事務所	飛騨農林事務所長	8級	廃止
	飛騨農林事務所長	6級	新設
土木事務所	古川土木事務所の道路調整監	6級	新設
	古川土木事務所の道路調整監	5級	廃止

○公安職給料表級別職務表（別表第1ロ）

<警察本部長>

警察本部	自動車警ら隊副隊長	7級	新設
	自動車警ら隊副隊長	6級	廃止

○研究職給料表級別職務表（別表第1へ）

<知事>

岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関	困難な業務を行う副所長	5級	新設
	困難な研究を行う副所長		廃止
	特に困難な業務を行う主任専門研究員	4級	新設
	特に困難な研究を行う主任専門研究員		廃止
	困難な業務を行う専門研究員	3級	新設
	困難な研究を行う専門研究員		廃止

- b 施行日
公布の日（令和6年4月1日）

(ウ) 令和6年4月1日 人事委員会規則第8号

- a 令和7年1月1日付け昇給における所要の規定整備
 - ・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備
- b 施行日
公布の日（令和6年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R5. 5. 26 人委第53号	・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う防疫等作業手当の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R5. 12. 27 人委第250号	・給料表の引上げ改定に伴い給料の調整額（別表第1の（1）、（2）（第23条関係及び第23条の2関係））を改正
給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知）	R5. 12. 27 人委第265号	・給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について留意点を通知
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R6. 3. 18 人委第350号	・条例改正に伴う特殊勤務手当（警察職員手当及び災害応急作業等手当）の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R6. 3. 25 人委第351号	・規則改正に伴う特殊勤務手当（警察職員手当及び災害応急作業等手当）の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R6. 4. 1 人委第3号	・警察本部における高速道路交通警察隊の当直廃止及び組織改正に伴う宿日直手当の規定整備

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一		教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二		医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7			
任命権者	知事	27	7											2			3				39
	教委	7	1						3	33	17										53
	警察	1				9	8														18
計		35	8			9	8			3	33	17		2			3				65

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。
2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で140人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	46						1		2	3	52
	教委	90			3	13						106
	警察	4	29									33
計		140	29		3	13		1		2	3	191

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究	医(一)		医(二)		医(三)		計	
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6		他級
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政		1																	1
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計			1																	1

(注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。

- 2 職務の級は、異動後のものである。
- 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で75人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	0
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a) は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	1
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	1
--------------------------------	---

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

(ア) 令和6年3月26日 条例第4号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る規定整備

b 施行日

令和6年4月1日

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

(ア) 令和6年3月26日 人事委員会規則第2号

a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給方法等に係る規定整備

b 施行日

令和6年4月1日

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

(ア) 令和6年3月26日 人委第354号

- a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の導入に伴う規定整備
- b 施行日
令和6年3月26日（令和6年4月1日適用）

（４）会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	0
(b) 手当等を報酬に上乘せ又は報酬から差し引く必要があるもの	2
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	3
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

（１）退職手当条例の改正

- (ア) 令和6年3月26日 条例第6号
 - a 国立大学法人法の一部改正に伴う条ずれ処理のための規定整備
 - b 施行日
令和6年4月1日

（２）退職手当規則の改正

- (ア) 令和5年11月14日 人事委員会規則第29号
 - a 基礎在職期間における高齢者部分休業の期間の取扱いに係る規定整備
 - b 施行日
令和6年4月1日

7 旅費条例の実施

（１）旅費条例の改正

改正なし

（２）旅費規則の改正

改正なし

（３）旅費支給の特例承認

- ・ 宿泊料等の増額調整承認 47件
- ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 4件
- ・ その他 2件

- 第 5 服務及び勤務条件
- 第 6 公平審査及び苦情処理
- 第 7 職員団体
- 第 8 受託公平委員会事務
- 第 9 労働基準監督

第5 服務及び勤務条件

1 職務専念義務の免除

令和5年度における職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

○個別承認

(承認件数)

項 目	知 事	教 委	警 察	計
役員等従事	6			6
体育競技大会参加		19		19
計	6	19		25

2 営利企業等の従事制限

令和5年度の各任命権者における地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

(報告件数)

項 目	知 事	教 委	警 察	林 政	計
営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねること	6				6
自ら営利企業を営むこと	2		1		3
報酬を得て事業又は事務に従事すること	24	3	7	62	96
計	32	3	8	62	105

3 勤務時間、休暇及び休業

○岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例が創設されたことに伴い、岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則を制定した。

【内 容】

内 容	<p>高齢者部分休業の承認を受けるための申請手続等、条例の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p><高齢者部分休業の概要></p> <p>加齢に伴う諸事情によりフルタイム勤務を定年まで継続することを希望しない職員について、勤務時間を減じつつ、定年まで勤務することを可能とする制度。</p> <p>60歳以上の職員が勤務時間の一部について勤務しないことを申請した場合に、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で休業できる。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6 公平審査及び苦情処理

1 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

令和5年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	不服申立人	申立事項	申立年月日	審理状況
昭和49年（不） 第1号～第1899号事案	教員	懲戒(減給、戒告)処分取消	S49. 3. 28	係属中(1432件) ※467件取り下げ
昭和50年（不） 第1号～第557号事案	教員	懲戒(減給、戒告)処分取消	S50. 5. 21	係属中(477件) ※80件取り下げ
令和5年（審） 第1号事案	教員	懲戒（停職）処分の取消	R5. 6. 28	係属中
令和6年（審） 第1号事案	教員	懲戒（戒告）処分の取消	R6. 3. 19	係属中

2 勤務条件に関する措置要求

令和5年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事案名	措置要求者	要求事項	要求年月日	審理状況
令和5年（措） 第1号事案	教員	復職時調整における特別昇給分の加算	R5. 6. 29	係属中

3 公務災害補償の審査

令和5年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定による公務災害補償に関する審査の請求はなかった。

4 苦情処理

令和5年度における職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の状況は、次のとおりである。

区 分	相談 件数	処理 件数	処 理 区 分						未処理 件数
			制度説明 又は助言	相談内容 を当局へ 伝達	調査結果 を相談者 へ報告	あつせん	打ち切り	その他	
任用・転任関係	3	3	1	2					0
給与・旅費関係	0	0							0
勤務時間・休暇関係	3	3	2	1					0
服 務 関 係	0	0							0
ハラスメント・ いじめ関係	3	3	2		1				0
懲戒・分限処分関係	0	0							0
そ の 他	2	2	2						0
合 計	11	11	7	3	1	0	0	0	0

相談の 受付方法	項 目	件数
	電 話	6
	面 接	1
	手 紙	0
	電子メール	4
	合 計	11

第7 職員団体

1 管理職員等の範囲

地公法上、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。この管理職員等の範囲は、中立公正かつ専門的機関により確認し、公示する必要があるため、人事委員会規則（管理職員等の範囲を定める規則）で規定している。

2 職員団体の登録等

(1) 登録の処理

登録されている職員団体は7団体であり、これらの団体について6件の変更登録を行った。

団 体 名	登録年月日	法人年月日	変更事項	変更年月日	解散年月日
可児郡市学校職員組合	S41. 9. 28				
岐阜県学校職員組合	S41. 10. 29		役員	R5. 4. 6	
岐阜県職員組合	S42. 1. 18	S44. 3. 25	役員 規約	R5. 4. 17 R5. 10. 31	
揖斐郡教職員組合	S42. 1. 20				
岐阜県公立小中学校事務職員組合	S48. 9. 12		役員	R5. 5. 1	
教育連合GIFUユニオン (旧：岐阜県公立学校教職員組合)	H 2. 3. 5				
岐阜県教職員組合	H 3. 7. 12		役員	R5. 4. 6	
I R I S ぎふ	R 5. 11. 22				

(2) 法人格の取得等

旧地公法及び法人格付与法に基づき、人事委員会が法人格の取得又は規約を認証している登録職員団体及び職員団体等は次のとおりである。

根 拠 法	団 体 名	取得等年月日
旧地公法第54条	岐 阜 県 職 員 組 合	S44. 3. 25
法人格付与法第5条	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	S58. 11. 11
同 上	岐阜県職員労働組合連合会	H22. 2. 24

第8 受託公平委員会事務

1 公平委員会事務の受託

人事委員会は、地公法第7条第4項の規定に基づき県下の地方公共団体から各団体の公平委員会が処理すべき事務の委託を受けており、令和5年4月1日現在、26団体の事務を受託している。

表8-1 公平委員会事務受託団体数 (圏域別 令和5年4月1日現在)

	市 町 村	一部事務組合	受託団体合計
岐阜		7	7
西濃		8	8
揖斐		7	7
中濃		1	1
東濃		3	3
計		26	26

表8-2 公平委員会事務受託一部事務組合一覧 (圏域別 令和5年4月1日現在)

	一部事務組合名		一部事務組合名	
岐阜	岐阜羽島衛生施設組合	揖斐	揖斐川水防事務組合	
	木曾川右岸地帯水防事務組合		揖斐郡養基小学校養基保育所組合	
	岐阜県市町村会館組合		檜原谷林野組合	
	岐阜県市町村職員退職手当組合		足打谷林野組合	
	岐阜県地方競馬組合		揖斐郡消防組合	
	岐阜地域児童発達支援センター組合		西濃環境整備組合	
	岐北衛生施設利用組合		西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	
西濃	大垣衛生施設組合	中濃	可児川防災等ため池組合	
	南濃衛生施設利用事務組合		東濃	土岐川防災ダム一部事務組合
	大垣輪中水防事務組合			東濃西部広域行政事務組合
	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合	東濃中部病院事務組合		
	不破消防組合			
	大垣消防組合			
	西南濃粗大廃棄物処理組合			
	あすわ苑老人福祉施設事務組合			

2 公平審査

受託団体に係る不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の係属事案はない。

第9 労働基準監督

地方公務員には、原則として労基法及び安衛法が適用され、職員の勤務条件に関する労働基準監督の職権は労基法別表第1に掲げる事業の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会が行使することとされている。

1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定

令和5年度においては、事業所の新設はなかった。

表9-1 労基法別表第1に掲げる事業の号別事業所数 (令和6年4月1日現在)

監督機関区分 労基法別表第1号別区分	人事委員会		労働基準監督署	
	12号	官公署の事業	1号	13号
知事	31	67	1	15
教育委員会	85	7		4
警察	1	23	1	
その他の行政委員会		5		
計	117	102	2	19
	219		21	

※詳細については、表9-6参照

2 労働基準法に基づく職権行使

労基法に基づく人事委員会の職権行使としては、適用事業報告の受理、解雇予告除外認定、時間外及び休日労働に関する協定届の受理、宿日直勤務の許可等があるが、令和5年度における許可等の状況は次のとおりである。

・適用事業報告の受理	0件
・解雇予告の除外認定	4件
・時間外及び休日労働に関する協定届の受理	117件
・宿日直勤務の許可	0件

3 労働安全衛生法に基づく職権行使

安衛法に基づく人事委員会の職権行使としては、安全衛生管理者等の選任報告の受理、特定機械等の設置届の受理、落成検査等がある。令和5年度においては、衛生管理者等の選任報告等を受理した。

(1) 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数

表9-2 安全衛生管理者等を選任(設置)すべき事業所数 (令和5年4月1日現在)

区分	総括安全衛生管理者	産業医	衛生管理者
知事	1(1)	15(15)	15(15)
教委	—	83(83)	83(83)
警察	1(1)	22(22)	22(22)
計	2(2)	120(120)	120(120)

(注) ()内は、選任(設置)された事業所数である。

(2) 特定機械等の設置状況

※部局別設置状況については、表9-7参照

ア 新規 … 該当なし

イ 使用再開 … 該当なし

ウ 書き替え … 該当なし

エ 廃止

表9-3 特定機械等の廃止の状況 (令和5年度)

種 類	検査証番号	事 業 所	廃止年月日
ゴンドラ	42-01002	管財課	R5. 7. 30

(3) 特定機械等の性能検査の実施状況

表9-4 特定機械等の性能検査等の実施状況 (令和5年度)

種 類	性 能 検 査			
	知 事	教 委	警 察	計
ボイラー	0	3	0	3
第一種圧力容器	3	2	0	5
ゴンドラ	1	0	0	1
クレーン	1	0	0	1
計	5	5	0	10

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

(4) 検査結果(性能検査)

表9-5 性能検査の結果 (令和5年度)

種 類	基数計	合 格
ボイラー	3	3
第一種圧力容器	5	5
ゴンドラ	1	1
クレーン	1	1
計	10	10

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

表9-6 労働基準法別表第1号別一覧表

(令和6年4月1日現在)

① 人事委員会が労働基準監督機関となる機関名

号別	該当機関名	—	該当機関名
11(郵便・電気・通信)			本庁知事部局 各県税事務所(5)(出張所を含む。) 自動車税事務所 東京事務所 県民生活相談センター 岐阜地域福祉事務所 精神保健福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 発達障害者支援センター 各子ども相談センター(5) (一時保護所を除く。) 女性相談支援センター(一時保護所を除く。) 計量検定所 障がい者総合就労支援センター 旅券センター 各農林事務所(10) 病虫害防除所(支所を含む。) 各家畜保健衛生所(4) 各土木事務所(11) 東海環状自動車道事務所 犀川管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 宮川上流河川開発工事事務所 リニア推進事務所 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 流域浄水事務所 各建築事務所(4) 各県事務所(7) 議会事務局 選挙管理委員会事務局(地方事務局を含む。) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 教育委員会本庁事務局 (教育研修課を除く。) 各教育事務所(6) 警察本部 各警察署(22)(交番及び駐在所を含む。)
12(教育・調査・研究)	職員研修所 歴史資料館 消防学校 美術館 現代陶芸美術館 保健環境研究所 衛生専門学校 各看護専門学校(2) 産業技術総合センター 食品科学研究所 セラミックス研究所 生活技術研究所 国際たくみアカデミー 木工芸術スクール 障がい者職業能力開発校 情報科学芸術大学院大学 岐阜関ヶ原古戦場記念館 農業技術センター 中山間農業研究所(支所を含む。) 畜産研究所 水産研究所(支所を含む。) 農業大学校 国際園芸アカデミー 森林研究所 森林文化アカデミー ぎふ木遊館 教育研修課 図書館 高山陣屋管理事務所 文化財保護センター 博物館 各高等学校(63) 各特別支援学校(21) 警察学校	官公署の事業 (労基法別表第1に掲げる事業を除く。)	計 102
	計 117		

②労働基準監督署が労働基準監督機関となる機関名

号別	該当機関名
1(製造・加工)	東部広域水道事務所(浄水場を含む。) 警察車両整備センター 計 2
2(鉱業)	
3(土木・建築)	
4(旅客・貨物運送)	
5(貨物取扱)	
6(林業・農業)	
7(水産・畜産)	
8(販売・理容・賃貸)	
9(金融・保険)	
10(映画・興行)	
13(保健衛生)	各保健所(7)(保健所の事務所を含む。) 希望が丘子ども医療福祉センター 各食肉衛生検査所(2) 動物愛護センター 各子ども相談センター一時保護所(2) 女性相談センター一時保護所 わかあゆ学園 各特別支援学校寄宿舎(4) 計 19
14(旅客・接客・娯楽)	
15(清掃・と畜場)	

表 9-7 検査対象特定機械等部局別設置状況 (令和6年4月1日現在)

機 関 名	設 置 機 械 数			
	ボイラー	一圧	ゴンドラ	クレーン
1 知事部局				
美術館				2
保健環境研究所			1	
産業技術総合センター		1		
食品科学研究所	1			
森林研究所		1		
森林文化アカデミー		1		
岐阜土木事務所				1
計	1	3	1	3
2 教育委員会				
不破高等学校	1			
加茂農林高等学校		1		
恵那農業高等学校		2		
坂下高等学校	1			
飛騨神岡高等学校	1			
計	3	3	0	0
県 計	4	6	1	3

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

第10 人事委員会規則の制定・改廃状況

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則

- 【一部改正】 令和5年5月26日 人事委員会規則第25号（公布日施行）
 - ・特別休暇（配偶者等が受ける新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に同行する場合の特別休暇）及び特殊勤務手当の特例廃止

- 【一部改正】 令和5年7月11日 人事委員会規則第26号（新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行）
 - ・新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称等の改正

- 【一部改正】 令和5年11月14日 人事委員会規則第28号
 - ・特殊勤務手当の改正（公布日施行）
 - ・期末手当の改正（令和6年4月1日施行）
 - ・勤勉手当の改正（令和6年4月1日施行）

- 【一部改正】 令和5年12月27日 人事委員会規則第30号（公布日施行）
 - ・勤勉手当の改正（令和5年12月1日適用）
 - ・初任給調整手当の改正（令和5年4月1日適用）

- 【一部改正】 令和6年3月25日 人事委員会規則第1号（公布日施行）（令和6年1月1日適用）
 - ・災害応急作業等手当の新設
 - ・警察職員手当の改正、その他所要の規定整備

- 【一部改正】 令和6年4月1日 人事委員会規則第4号（公布日施行）
 - ・勤勉手当の改正
 - ・特殊勤務手当の改正
 - ・児童福祉法の一部改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴う、所要の規定整理

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則

- 【一部改正】 令和5年12月27日 人事委員会規則第31号（公布日施行）
 - ・昇格時号給対応表の改正

- 【一部改正】 令和6年4月1日 人事委員会規則第6号（公布日施行）
 - ・級別職務表の改正

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

- 【一部改正】 令和6年4月1日 人事委員会規則第8号（公布日施行）
 - ・昇給における規定整備

○岐阜県職員退職手当条例施行規則

- 【一部改正】 令和5年11月14日 人事委員会規則第29号（令和6年4月1日施行）
 - ・基礎在職期間における高齢者部分休業の期間の取扱いに係る規定整備

○岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

- 【一部改正】 令和6年3月26日 人事委員会規則第2号（令和6年4月1日施行）
 - ・会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給方法等に係る規定整備

○職員の任用に関する規則

- 【一部改正】 令和6年4月1日 人事委員会規則第3号（公布日施行）
 - ・組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

(知事等関係)

行政職

任命権者	職員の職	新設する職	廃止する職
知事	本庁次長	ねんりんピック推進事務局長 文化祭推進事務局次長	図書館副館長
	本庁課長	水産振興企画監 文化事業推進監 文化交流推進監 伝統技術支援監 地域推進監 図書館副館長 こども政策調整監 緑化祭推進監 会場整備監 財務会計システム開発企画監 岐阜県税事務所連携調整監 西濃子ども相談センター家庭支援課長 中濃子ども相談センター家庭支援課長 飛騨子ども相談センター家庭支援課長	ねんりんピック推進事務局長 温暖化・気候変動対策監 少子化対策企画監 男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長 岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長 中央子ども相談センター地域連携課長 東濃子ども相談センター家庭支援課長

【文言を修正する職】

任命権者	職員の職	新	旧
知事	本庁次長	農林事務所（岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長、可茂農林事務所長及び恵那農林事務所長に限る。）	農林事務所（岐阜農林事務所長、西濃農林事務所長、可茂農林事務所長、恵那農林事務所長及び飛騨農林事務所長に限る。）
	本庁課長	ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監 中央子ども相談センター家庭支援第一課長 女性相談支援センター所長 女性相談支援センター副所長 土木事務所道路調整監（下呂土木事務所の道路調整監を除く。）	都市公園企画監 中央子ども相談センター家庭支援課長 女性相談センター所長 女性相談センター副所長 土木事務所道路調整監（下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監を除く。）

【文言の位置を修正する職】

任命権者	職員の職	修正する職	修正位置
知事	本庁次長	出納事務局長、岐阜地域総括監 岐阜地域危機管理監	「副局長」と「ねんりんピック推進事務局長」の間 「ねんりんピック推進事務局長」と「文化祭推進事務局長」の間
	本庁課長	生涯学習企画監 盛土対策調整監	「交通安全対策監」と「芸術文化企画監」の間 「建設構造審査監」と「入札執行管理監の間」の間

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
	<p>長、岐阜地域環境室長、岐阜地域産業労働室長、水産振興企画監、室長、管理調整監、行幸啓企画監、広聴監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、設備管理監、建築企画監、認定審査監、岐阜地域連携監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、ねんりんピック推進事務局次長、レクリエーション・健康づくり推進監、<u>学校連携企画監、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、整備管理監、救急支援監</u>_____、<u>生物多様性企画監</u>_____、<u>資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監</u>_____、<u>消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監、芸術文化企画監、文化事業推進監、文化交流推進監、伝統技術支援監、広報県民運動推進監、地域推進監、事業推進監、全国障害者芸術・文化祭推進監、全国高等学校総合文化祭推進監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、こころの健康推進監、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、献血運動推進監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、男女共同参画推進監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、<u>こども政策調整監、岐阜県保育士・保育所支援センター長、児童虐待対策監、エネルギー対策監、経営支援対策監、障がい者就労推進監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確保センター副センター長、サテライトオフィス推進監、航</u></u></p>		<p>長、<u>ねんりんピック推進事務局長</u>_____、室長、管理調整監、行幸啓企画監、広聴監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、設備管理監、建築企画監、認定審査監、岐阜地域連携監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、ねんりんピック推進事務局次長、レクリエーション・健康づくり推進監_____、<u>デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、整備管理監、救急支援監、生涯学習企画監、生物多様性企画監、温暖化・気候変動対策監、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、盛土対策調整監、消費生活対策監、交通安全対策監</u>_____、<u>芸術文化企画監</u>_____、<u>広報県民運動推進監</u>_____、<u>事業推進監、全国障害者芸術・文化祭推進監、全国高等学校総合文化祭推進監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、在宅医療福祉推進監、こころの健康推進監、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、献血運動推進監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、男女共同参画推進監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、<u>少子化対策企画監、岐阜県保育士・保育所支援センター長、児童虐待対策監、エネルギー対策監、経営支援対策監、障がい者就労推進監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター副センター長、サテライトオフィス推進監、航</u></u></p>

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
	<p>空宇宙・ドローン産業連携監、販路開拓推進監、観光誘客企画監、国際連携推進監、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監、技術指導監、花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長、畜産指導監、家畜防疫企画監、家畜防疫対策監、CSF対策・養豚業再生支援センター長、山地災害対策監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、技術管理監、土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監、盛土対策調整監、入札執行管理監、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、住宅活用推進監、県営水道経営企画監、県営水道災害対策監、ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監、緑化祭推進監、会場整備監、財務会計システム開発企画監、出納審査監、地域出納審査監</p> <p>_____、秘書課の課長補佐、係長及び主査、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、清流の国づくり政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、</p>		<p>空宇宙・ドローン産業連携監、販路開拓推進監、観光誘客企画監、国際連携推進監、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監、技術指導監、花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長、畜産指導監、家畜防疫企画監、家畜防疫対策監、CSF対策・養豚業再生支援センター長、山地災害対策監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、技術管理監、土砂災害対策監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監_____、入札執行管理監、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、住宅活用推進監、県営水道経営企画監、県営水道災害対策監、都市公園企画監</p> <p>_____、出納審査監、地域出納審査監、男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長、秘書課の課長補佐、係長及び主査、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、清流の国づくり政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、</p>

改正後		改正前	
機 関	職	機 関	職
	係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれられない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに清流の国づくり政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、商工・エネルギー政策課、観光国際政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれられない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれられない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）		係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれられない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに清流の国づくり政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、商工・エネルギー政策課、観光国際政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれられない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれられない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）
県税事務所	所長、副所長、課長、 <u>連携調整監</u>	県税事務所	所長、副所長、課長_____
子ども相談センター	所長、副所長、総務課長、連携支援課長、 <u>家庭支援第一課長、判定課長、家庭支援課長（西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター及び飛驒子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）</u>	子ども相談センター	所長、副所長、総務課長、連携支援課長、 <u>家庭支援課長（中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）</u> 、 <u>地域連携課長、判定課長</u>
土木事務所	所長、副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（下呂土木事務所_____の道路調整監を除く。）	土木事務所	所長、副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監、道路調整監（下呂土木事務所及び古川土木事務所の道路調整監を除く。）
<u>女性相談支援センター</u>	略	<u>女性相談センター</u>	略

○委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則

改正なし

人事委員会年報（業務白書）（令和5年度）

令和6年10月発行

編集発行 岐阜県人事委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-8235

FAX 058-278-2826

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3665.html>

E-mail c13201@pref.gifu.lg.jp